

大東市監告示第1号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成24年12月5日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 三ツ川武

【担当 監査委員事務局】

平成24年度 定期監査の結果

1. 監査の対象

- ・水道局水道部 総務課、お客さまセンター、施設課
- ・市長部局水道部 下水道課

2. 監査の期間

平成24年10月9日～平成24年11月20日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、上記の各機関が分掌する平成24年度の事務事業について、また必要なものにあつては平成23年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書等の提出を求めた。これらをもとに担当課から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

4. 指摘及び留意事項

各機関においては概ね適正に事務が執行されていた。
一部に留意すべき事項が見られたので指摘しておく。

(1) 団体負担金について

水道事業ならびに下水道事業ともに各種関係団体に加入し、会費としての負担金を支出している。団体からは制度や技術に関する最新情報が提供されるとともに、職員に対する研修や事業者への講習等が実施され、事業の健全な発展に寄与されているところである。

しかしながら各種団体の決算状況を確認したところ、多額の繰越金や積立金を保有する団体があった。団体が資金を内部留保したまま、毎年同じように会費を徴収し続けることは、公金支出の必要性に疑問を生じさせるものである。

団体側に対して、繰越金対策を行うよう申し入れをされたい。

(2) 契約について

水道事業においては、工事分野では競争入札を基本として適正な契約事務が行われていた。しかしながら業務委託の分野にあつては、尚、随意契約が主流を占めており、競争入札を導入・拡大して改革を進めている市長部局との間に差が生じつつある。水道事業は公営企業として市長

から独立して財務権限を執行しており、より適正・妥当な権限行使が求められるところである。

本市の水道事業は、これまで昭和63年4月に中小企業等協同組合法に基づいて市内事業者が出資して設立、運営している大東市指定管工事業協同組合と市民サービスの充実を図るため緊急時の対応にかかる業務等について協働関係を保ちながら、職員削減による人件費の圧縮等を行い強固な経営基盤を構築してきた。しかし今年度の同組合との業務委託は随意契約の方法によるものになっており、今後は中小企業等協同組合法の趣旨・目的に沿った対応が望まれるところである。

現在、水道事業におかれては、一部の委託業務において総合評価落札方式等の新たな契約方法の導入を進め、その改善に努力されているところであるが、業務委託分野全般にわたる契約事務の改革に取り組み、尚一層の効率性・透明性の向上を図られたい。